

雇用調整助成金の特例措置の延長等について

令和2年8月21日
自由民主党政務調査会
雇用問題調査会

我が国では令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたが、国や地方自治体、専門家、事業者を含む国民の丸となった取組が進められた結果、1日の新規感染者数は減少し、5月25日には宣言を解除するに至った。

その後も、感染状況に留意が必要な状況が続いているが、業種別ガイドラインの整備・普及等により、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を促しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げてきたところである。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対して、雇用調整助成金の上限額の引き上げや助成率の引き上げ等を措置することで、多くの企業がこれを活用し、持続化給付金等のその他の施策と相まって失業の増加を抑制することに貢献してきた。

今後は、効果的な感染防止策を講じながら、社会経済活動との両立を図ることが求められている。未だ全国的に感染が拡大し、国民の不安が払拭されない中、企業の雇用維持に対する支援に的確に取り組む必要があることは言うまでもない。

一方、企業経営者には、ポストコロナを見据え、持続可能なビジネスモデルの確立とそのために必要な人材の育成に取り組むことが期待される。

現状の雇用の維持を図ると同時に、中長期的な雇用の確保が図られるよう、全体としてバランスのとれた雇用対策を進めていくことが重要である。

このため、以下を提言する。

- 1 令和2年9月30日までとなっている雇用調整助成金の特例について、事業主や働く方々に安心感を持ってもらえるよう、期間の延長を速やかに決定し、公表すること。
- 2 雇用調整助成金以外の新型コロナウイルス感染症に係る雇用関係助成金の特例についても同様に、令和2年9月30日までとなっている期限の延長のあり方について、速やかに決定すること。
- 3 雇用調整助成金の特例は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・これに伴う雇用維持等を目的に特に講じられたものであることを踏まえ、助成率や上限額の今後のあり方については、中長期的な雇用の確保の観点や、感染状況・雇用情勢等にも留意しつつ対応すること。

- 4 雇用調整助成金による雇用の維持を図りつつ、事業主の将来の事業展開につながる支援の強化が重要である。ポストコロナの産業社会を展望し、積極的に取り組む事業主や労働者を支えられるよう、新たな需要に応じた産業構造の変化等に伴う人材需要の変化に的確に対応し、経済活動の回復が期待される業種等への労働移動や人材確保、時代のニーズに応じた職業訓練等について、効果的な支援を検討すること。
- 5 加えて、ハローワークや労働基準監督署等の相談体制の整備や、就職支援の強化をはじめ、今後懸念される企業倒産・廃業等に伴う失業への対策にも万全を期すこと。
- 6 雇用調整助成金の申請の受付から支給まで、今後ともスピード感を持って迅速に行うこと。また、雇用調整助成金のオンライン受付システムについて、遺漏無く運用を再開すること。
- 7 新型コロナウイルスへの感染防止を始め、医療従事者等への雇用環境の整備について特段の対応を図ること。また、業務により新型コロナウイルスに感染した医療従事者等の労働者の労災請求については、今後とも、都道府県労働局を通じた勧奨等を行うとともに、迅速な決定を行うこと。

(以上)